

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 柏共同ビル
- 2 所在地 柏市柏一丁目822番地22号ほか
- 3 建物設置者 株式会社新星堂 代表取締役 砂田浩孝ほか
- 4 小売業者名 株式会社新星堂（業種：音楽映像ソフト小売）ほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 3か所 178台  
(変更後) 2カ所 132台
  - (2) 小売業を行う者の閉店時刻  
(変更前) 午後10時（年間104日に限り午後10時30分）  
(変更後) 午前2時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分～午後10時30分（年間104日に限り午後11時）  
(変更後) 午前9時30分～午前2時30分
  - (4) 駐車場の自動車の出入口の数および位置  
(変更前) 7か所  
(変更後) 5か所
- 6 変更年月日 (1)、(4) 平成18年7月1日  
(2)、(3) 平成23年4月1日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年2月4日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年2月18日～平成23年6月18日
  - (3) 説明会 平成23年3月31日 柏商工会議所会館
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 柏市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：3,506㎡
- 2 駐車場の収容台数：132台
- 3 駐輪場の収容台数：200台
- 4 荷さばき施設の面積：44㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：16㎡
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：翌午前2時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時30分～翌2時30分
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成23年7月11日通知

<理由>

- (1) この届出は、駐車場及びその出入口の位置及び収容台数の変更と、一部小売業者の閉店時刻及びそれに伴う駐車場利用時間の変更であり、利用状況調査等により変更内容を確認したところ、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく柏市及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 柏高島屋ステーションモール
- 2 所在地 柏市末広町1番地7ほか
- 3 建物設置者 東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄ほか
- 4 小売業者名 株式会社高島屋（業種：百貨店）ほか
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 9か所 1, 479台  
(変更後) 8カ所 1, 341台
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の数および位置  
(変更前) 12か所  
(変更後) 11カ所
- 6 変更年月日 平成23年11月3日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年3月2日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年3月18日～平成23年7月18日
  - (3) 説明会不要協議承認 平成23年3月23日
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 柏市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成23年8月8日通知

<理由>

- (1) この届出は、第5駐車場を閉鎖し駐車台数を減少するものですが、年間を通じて駐車場の最大滞留台数が1,008台であることから十分に駐車需要に対応することが可能であり、交通渋滞や騒音等による周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく柏市及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：48,698㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,341台
- 3 駐輪場の収容台数：929台
- 4 荷さばき施設の面積：945㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：462㎡
- 6 開店時刻：午前10時  
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：11か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前5時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イオン銚子ショッピングセンター
- 2 所在地 銚子市三崎町2丁目2698番4ほか
- 3 建物設置者 イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平
- 4 小売業者名 イオンリテール株式会社ほか(業種：食料品、衣料品、日用雑貨ほか)
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置
    - (変更前) 2, 698台
    - (変更後) 2, 698台 (位置の変更)
  - (2) 駐車場の出入口の数及び位置
    - (変更前) 15か所
    - (変更後) 18か所
- 6 変更年月日 平成23年3月14日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年2月21日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年3月11日～平成23年7月11日
  - (3) 説明会 平成23年3月4日不要協議承認
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 銚子市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年8月4日通知  
 <理由>

- (1) この届出は、駐車場の位置及び出入口の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第2項に基づく銚子市からの意見、同条第2項に基づく住民等の意見がともになかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：33,100㎡
- 2 駐車場の収容台数：2,698台
- 3 駐輪場の収容台数：285台
- 4 荷さばき施設の面積：872㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：39㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
 (年間1日に限り午前5時)  
 閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
 午前8時～午前0時  
 (年間1日に限り午前4時30分～午前0時)
- 8 駐車場の出入口の数：18か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
 午前6時～翌午前6時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 サンウェルショッピングプラザ
- 2 所在地 習志野市東習志野7丁目616番地1ほか
- 3 建物設置者 住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂(業種：総合店) ほか
- 5 変更しようとする事項
  - 荷さばきを行うことのできる時間帯
  - (変更前) 午前6時から午後10時
  - (変更後) 午前4時から午後10時
- 6 変更年月日 平成23年3月31日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成23年2月28日
  - (2) 公告縦覧期間 平成23年3月11日～平成23年7月11日
  - (3) 説明会 平成22年3月22日 不開催事由等報告書受理
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 習志野市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年7月12日通知

<理由>

- (1) この届出は、荷さばき作業時間を早朝に繰り上げるものですが、夜間の騒音レベルの最大値が基準値を上回るものの、保全対象側において現況騒音が予測値を上回っており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく習志野市及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：16,389㎡
- 2 駐車場の収容台数：929台
- 3 駐輪場の収容台数：101台
- 4 荷さばき施設の面積：707㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：121.6㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後11時30分
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前4時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 キックーマンプラザ流山
- 2 所在地 流山市流山9丁目500番33
- 3 建物設置者 キックーマン株式会社 代表取締役 染谷光男
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂ほか  
(業種：食料品、衣料品中心のショッピングセンター)

5 変更しようとする事項

(1) 荷さばき可能時間帯

(変更前) 午前6時から午後10時

(変更後) 午前4時から午後10時

- 6 変更年月日 平成23年3月31日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成23年2月28日
- (2) 公告縦覧期間 平成23年3月11日～平成23年7月11日
- (3) 説明会 平成23年3月22日不開催報告（震災のため来場者の安全確保が困難）

8 市町村・住民等の意見

- (1) 流山市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年7月12日通知

<理由>

- (1) この届出は、荷さばき時間の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第2項に基づく流山市からの意見、同条第2項に基づく住民等の意見がともになかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：14,300㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,014台
- 3 駐輪場の収容台数：821台
- 4 荷さばき施設の面積：448㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：226m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午前11時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前4時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 津田沼ショッピングスクエア（津田沼12番街ビル）
- 2 所在地 習志野市津田沼1丁目2039番地ほか
- 3 建物設置者 新京成電鉄株式会社 代表取締役 片岡遼一
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂ほか  
（業種：食料品、衣料品中心のショッピングセンター）

5 変更しようとする事項

（1）荷さばき可能時間帯

（変更前） 午前5時から午後7時

（変更後） 午前4時から午後7時

6 変更年月日 平成23年3月31日

7 処理経過

（1）届出日 平成23年2月25日

（2）公告縦覧期間 平成23年3月11日～平成23年7月11日

（3）説明会 平成23年3月22日不開催報告（震災のため来場者の安全確保が困難）

8 市町村・住民等の意見

（1）習志野市の意見 なし

（2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年7月12日通知

<理由>

- （1）この届出は、荷さばき時間の変更で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- （2）法第8条第2項に基づく習志野市からの意見、同条第2項に基づく住民等の意見がともになかったこと。
- （3）千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：20,183㎡
- 2 駐車場の収容台数：730台
- 3 駐輪場の収容台数：253台
- 4 荷さばき施設の面積：713㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：122㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午前11時30分
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前4時～午後7時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 株式会社イトーヨーカ堂新浦安店
- 2 所在地 浦安市明海12番地ほか
- 3 建物設置者 森トラスト総合リート投資法人 執行役員 堀野 郷
- 4 小売業者名 株式会社イトーヨーカ堂(業種：総合店) ほか
- 5 変更しようとする事項  
荷さばきを行うことのできる時間帯  
(変更前) 午前6時から午後10時  
(変更後) 午前4時から午後10時
- 6 変更年月日 平成23年3月17日
- 7 処理経過  
(1) 届出日 平成23年2月25日  
(2) 公告縦覧期間 平成23年3月11日～平成23年7月11日  
(3) 説明会 平成22年3月22日 不開催事由等報告書受理
- 8 市町村・住民等の意見  
(1) 浦安市の意見 あり  
(2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成23年8月16日通知

<理由>

- (1) この届出は、荷さばき作業時間を早朝に繰り上げるものですが、夜間の騒音レベルの最大値が基準値を上回るものの、保全対象側において現況騒音が予測値を上回っており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく浦安市の意見に対して適切に対応されていること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：23,360㎡
- 2 駐車場の収容台数：1,276台
- 3 駐輪場の収容台数：836台
- 4 荷さばき施設の面積：444.81㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：125.7m<sup>3</sup>
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後10時30分
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前4時～午後10時



## 第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 (仮称) スーパーマスダ我孫子湖北店
- 2 所在地 我孫子市中里335番1ほか
- 3 建物設置者 株式会社エコス 代表取締役 平 邦雄
- 4 小売業者名 株式会社マスダ(業種：スーパーマーケット)

## 5 変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 午前10時から午後7時30分  
(変更後) 午前9時から午後9時45分
- (2) 駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前10時から午後7時30分  
(変更後) 午前8時30分から午後10時
- (3) 荷さばきを行うことのできる時間帯  
(変更前) 午前7時から午後5時  
(変更後) 午前6時から午後10時

6 変更年月日 平成23年3月20日

## 7 処理経過

- (1) 届出日 平成23年2月7日
- (2) 公告縦覧期間 平成23年2月22日～平成23年6月22日
- (3) 説明会 平成22年3月14日

## 8 市町村・住民等の意見

- (1) 我孫子市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

## &lt;届出概要&gt;

- 1 店舗面積：4,971㎡
- 2 駐車場の収容台数：100台
- 3 駐輪場の収容台数：180台
- 4 荷さばき施設の面積：60㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：31.2㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午後9時45分
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成23年6月30日通知

## &lt;理由&gt;

- (1) この届出は、開店時刻及び閉店時刻、駐車場の利用時間帯並びに荷さばき作業時間を変更するものですが、騒音も全ての予測地点で環境基準を下回っており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく我孫子市及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。